

## 災害発生時における緊急支援物資の提供に関する協定書

国立大学法人信州大学医学部附属病院(以下「甲」という。)と一般財団法人信和会(以下「乙」という。)は、災害発生時における緊急支援物資の提供に関し次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1 この協定は、災害発生時における甲の医療活動が迅速、かつ円滑に遂行できるよう乙が物資を提供支援し、もって社会に貢献することを目的とする。

### (定義)

第2 この協定書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害)をいう。
- (2) 地元災害 甲の位置する地域における災害
- (3) 他地域災害 地元災害以外の災害
- (4) 対策本部 災害発生時に甲に設けられる対策本部等をいう。
- (5) DMAT 災害発生時に甲が派遣する災害派遣医療チームをいう。

### (要請)

第3 甲は、災害発生時に乙に対し、次のとおり物資の提供を要請することができる。

- (1) 地元災害の場合 職員等のための飲料及び食料
- (2) 他地域災害 派遣されるDMATスタッフ用の飲料及び食料等

### (提供)

第4 乙は、甲からの要請に基づき、可能な範囲において第3の物資を提供する。

- 2 前項の物資は、無償とする。

### (情報等の提供)

第5 甲は、本協定による業務を円滑に遂行するため、対策本部における情報等を乙に提供するものとし、あらかじめ甲及び乙相互の連絡担当者を定め通知するものとする。

- 2 甲は、乙による提供物資を備蓄格納するための倉庫等を乙に無償提供する。

(要請・受諾の手続き)

第 6 要請及び受諾は原則として文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

(協定期間)

第 7 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲・乙のいずれからも別段の申出がないときは、期間が満了した後ににおいてもこの協定は、同一の条件で更新されるものとする。

(その他)

第 8 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲・乙で協議の上、決定する。

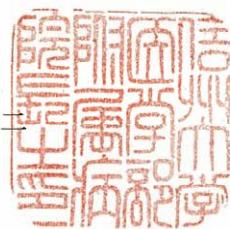
この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 6 月 1 日

甲 国立大学法人

信州大学医学部附属病院

病院長 天野直



乙 一般財団法人

信和会

理事長 金井正志

